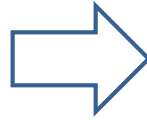


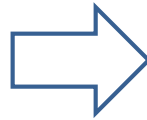
今後の県の取組の方向性

【国の主な動き】

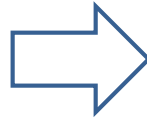
○ 抗インフルエンザウイルス薬
備蓄目標変更



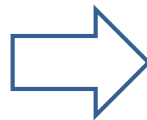
○ 住民接種実施要領の検討



○ 内閣府による訓練



○ 特定接種の登録管理



【県の取組・方向性】

- 平成31年度において備蓄目標量確保のため、次の薬剤の新規購入に向け予算要求を行う。
 - ① タミフルカプセル
 - ② イナビル
- 使用期限を経過した薬剤を適正に廃棄処分する。

- 国の住民接種実施要領を踏まえ、市町村主体で実施する住民接種を円滑に実施できるよう、体制構築に向けた協力を行う。

- 内閣府の訓練と連動した情報伝達訓練を引き続き実施する。
- 保健所が中心となり、第2種感染症指定医療機関等と連携し、患者対応能力向上のための実動訓練を引き続き実施する。

- H31年度から再度、新規登録申請受付が開始されることから、変更届出申請とともに、新規申請内容の確認審査を適正に行う。

このほか、各地域の対策協議会の取組強化を図る。

平成30年度の情報伝達訓練について(予定)

平成30年度新型インフルエンザ等対策訓練実施計画(案)

■ 訓練目的

- 訓練の努力義務のある関係省庁・都道府県・指定公共機関等に対して、その実施を促す。
- 関係省庁・都道府県・指定公共機関等の新型インフルエンザ等対応における制度上の手続き及び役割に関する知識を深める。
- 同対策の国民への普及・啓発に資する。

■ 本訓練の内容

I. 内閣官房が主催する訓練

- ① 政府対策本部会合運営訓練：海外発生期（政府対策本部の立上げ）の場面で行う。
- ② 連絡訓練：関係機関への連絡訓練を行う（海外発生期及び国内感染期（緊急事態宣言））。

II. 関係機関に実施をお願いする訓練

- ① 府省庁：大臣出席の府省庁対策本部訓練、出先機関における実動訓練
- ② 自治体：緊急事態宣言下の訓練、特に患者増大時の病院対応訓練、施設の使用制限等訓練、住民接種訓練

■ 実施時期

- I. 内閣官房が主催する訓練：平成30年11月中旬（予定）
- II. 関係機関が主催する訓練：平成30年11月（地方議会の開催時期及び季節性インフルのまん延時期を考慮）
※ 両訓練を11月とすることで、努めて多くの訓練が同時期に実施されることを期待

■ 本訓練の特徴

I. 全般

報道関係者に公開（要相談）し、新型インフルエンザ等対策に関する全国的な取り組みを国民にアピールする。

II. 内閣官房が主催する訓練

- ① 海外発生期を想定した訓練
- ② 政府対策本部会合運営訓練に連携して全関係府省庁、全都道府県、全指定公共機関、全市町村及び全指定地方公共機関が連絡訓練を実施（予定）

III. 関係機関が主催する訓練

内閣官房が各自治体の過去の訓練資料を取りまとめて共有しており、各自治体の訓練の底上げを図っている。